

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新生児特別定額給付金のご案内

4月28日以降に生まれたお子さんにも
ひとり10万円を支給します

市では、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響のもと、国の特別定額給付金の給付対象とならない令和2年4月28日以降に生まれた子どもの出産を祝うとともに、子育てに要する費用などの負担を軽減するため、市独自の支援策として、五所川原市新生児特別定額給付金を支給します。



支給対象児…出生または転入により五所川原市の住民基本台帳に記録されることとなった、令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生したお子さん
給付対象者…申請日現在において五所川原市の住民基本台帳に記録されている支給対象児の父または母で、引き続き五所川原市に居住する意思のある方
支給額…お子さん1人につき10万円
申請期限…令和3年4月15日(木)
*申請方法等、詳細は市ホームページをご覧ください。
問い合わせ先…子育て支援課 内線2486

令和3年度～令和5年度 すべての新生児に給付金を支給します

市では、現在、第3子以降の出生に対して子宝祝金として10万円を支給しています。

この度、新型コロナウイルス感染症の影響が数年に及ぶものと考え、子宝祝金に加えて令和3年度から令和5年度までの3年間は、第1子および第2子についても、ひとり10万円を支給することとしました。

すべての新生児に10万円を支給することで、子育て世帯の皆さんをこれまで以上に支援していきます。
問い合わせ先…子育て支援課 内線2486

令和3年4月2日～令和6年3月31日
に出生した場合、

第1子も 第2子にも
生まれた すべてのお子さんに
ひとり10万円を支給します



特別定額給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、家計への支援を行うため、特別定額給付金給付事業が実施されています。

給付対象者…基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されているすべての方
受給権者(申請者)…住民登録のある方の属する世帯の世帯主

給付額…給付対象者1人につき10万円
給付方法…原則として世帯主の方の銀行口座への振込
問い合わせ先…五所川原市特別定額給付金窓口
TEL23-5045・TEL23-5046(土、日、祝日を除く)

申請期限の8月12日(水)(消印有効)までに申請されなかった場合は、給付されませんのでご注意ください。

申請書が届いていない場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

高齢者生活支援タクシー券の配布対象者を拡充します

新型コロナウイルス感染症対策の一環として「高齢者生活支援タクシー券」を配布対象者に対し6月中に配布していますが、この度、配布対象者を拡充することとしたので、お知らせします。

このタクシー券は、通常のタクシーとしての利用のほか、病院への診察券の提出や薬局からの薬の受け取り、弁当・総菜等のタクシーによる配達にもご利用いただけます。

お手元に届きましたら、タクシー券をご確認いた

だき、ぜひご活用ください。

配布対象者…令和2年6月1日時点で、満75歳以上で市内に住所を有する方

配布方法…拡充後の対象者へ8月末日までに簡易書留でお届けします。

助成額…5,000円(500円×10枚)

利用期限…令和3年3月31日(水)まで

問い合わせ先…地域包括支援センター 内線2444